かゆいところに手が届く！

いまさら聞けない行政用語

「マイナポータル」について

調査部研究員　　山口　俊一

1. はじめに

みなさんはマイナポータルという言葉を聞いたことがあるでしょうか？

マイナポータルとは、マイナンバー制度の一環で政府が運営するオンラインサービスです。

現在、マイナンバー制度に携わっていない職員の方には関係がないと思われるかもしれませんが、今後利活用が広がり、様々な業務に影響が生じる可能性があります。

今回は、マイナンバー制度の中でも最近運用が開始されたマイナポータルについて紹介します。

2. マイナポータルとは

住民の利便性の向上と行政の効率化のために、昨年11月からマイナポータルの本格運用が開始されました。

マイナポータルを利用するためには、一部のサービスを除き、電子身分証明書を搭載したマイナンバーカード、パソコン及びICカードリーダもしくはマイナポータルに対応したスマートフォンが必要となります。

なお、パソコン等を持たない住民がマイナポータルへアクセスすることができるよう、内閣府が各市区町村の窓口にマイナポータル用端末を配置しています。

マイナポータルのセキュリティとしては、ログイン時にマイナンバーカードのICチップに搭載された電子身分証明書のパスワードを入れることで、マイナポータルへのアクセス制限や、他人に情報が漏洩することを防止しています。

そのほかに、データを暗号化して送受信する仕組みであるSSL通信や、本人の設定によりログイン時にメールで通知する機能を備えています。

3. マイナポータルでできること

マイナポータルでは図１に記載されたサービスを利用することができます。

図１　マイナポータルでできること

機能	内容
やりとり履歴 （情報提供等記録表示）	情報提供ネットワークを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 （あなたの情報）	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる（例：予防接種、健康診断、納税）
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる（例：児童手当、保育園の入所）
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる （外部サイト連携）	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる

＜出典＞内閣府のHPを参考に筆者作成
http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html
（平成30年５月23日確認）

今回は、図１の中から、２つの機能を紹介します。

まず、「子育てワンストップサービス」では、児童手当の認定請求や保育園の入所の手続き等の、今まで役所に行かなければできなかった申請が、自宅のパソコン等からできるようになりました。ただし、現時点ではこの電子申請のサービスは、自治体によって実施状況が異なります。

なお、マイナポータルを利用するためのアプリケーションソフトウェア「マイナポータルAP」が、パソコン及びAndroidスマートフォン向けにリリースされています。こちらから子育てワンストップサービスにおける申請を行う際、作成者を示すための暗号化等の措置である電子署名の付与を行うことができ、インターネット上でのなりすまし等の防止をすることができます。

次に、「やりとり履歴」の機能により、住民は行政機関で法定範囲以外に自己の情報が使われていないかを確認することができます。各行政機関が持っている住民の情報を、職員が業務上やりとりをした際に、その履歴が記録されます。そして、住民はマイナポータルサイトでそれを閲覧することができます（図２参照）。

図２　マイナポータルのやりとり履歴詳細画面

＜出典＞マイナポータル操作マニュアル
（平成30年４月内閣府　番号制度担当室）から一部抜粋

今後、マイナポータルで、引っ越しや死亡等に係る自治体窓口や電力会社などの手続きを一括して届出できる機能や、ふるさと納税での寄附金控除、確定申告での医療費控除の簡素化等、住民の生活の利便性の向上に役立てることが国で検討されています[1]。

【「情報連携」で手続きを簡単に】

情報連携とは、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で個人情報をやりとりすることをいいます。マイナポータルと同時に開始され、記録は「やりとり履歴」に残されます。これにより、マイナンバーカードの有無に関わらず、行政機関が住民の情報を、マイナンバー法に定められた範囲で共有できるようになりました。その結果、各種手続きの際に住民が提出していた書類の一部（住民票の写し、課税証明書等）を省略することが可能となりました。

例えば、児童手当の対象となる世帯が、市区町村をまたいで引っ越した場合、今までは転入先の役所に所得がわかる証明書を手続きの際に提出する必要がありました。しかし、情報連携の開始に伴い、マイナンバーを利用して、転入者の所得情報を取得することができるようになったため、証明書の提出が不要となりました。

平成29年11月現在、保険・福祉・税・子育て・住宅・教育などの853件の事務手続きで情報連携が開始し、今後さらに情報連携の対象を拡大することが検討されています[2]。

4. おわりに

マイナンバー制度には、カードの低い普及率など課題があるものの、実務については、先ほど説明した情報連携により、本人のカードの有無に関わらず、今後様々な業務に拡大していく方向にあります。

また、マイナポータルからの電子申請により、職員がネットワークを通じて個人情報に触れる機会が多くなっています。

職員が住民に不要な書類を求める、法定範囲以外で情報のやりとりを行う等の誤った対応が無いよう、制度の動向をしっかりと把握し、慎重に業務にあたることが求められています。

本稿が、マイナポータルを含めたマイナンバー制度への理解を深めるきっかけとなれば幸いです。

[1] 内閣府「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」（平成29年３月）
[2] 内閣官房番号制度推進室「本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類」（平成29年11月）